

仕 様 書

1. 業 務 名 小・中学校プール用水循環装置点検整備業務（珪藻土ろ過式）
2. 業務場所 別紙のとおり
3. 業務実施期間 契約締結の日から令和8年11月27日まで
(ただし、各学校のプール使用開始前と終了後の2回点検完了まで)
4. 業務内容
基本仕様 処理システムが水質を維持するものであるから各メーカー仕様等に準じ業務を行うこと。
実際の作業内容は下記のとおりとする
 - 1) 使用前点検
 - ・ポンプ軸受、潤滑油の点検、入れ替え、補充
 - ・グラントパッキンの点検、調整
 - ・回転部品の点検、調整
 - ・エレメントの漏水調査及び一般点検
 - ・止まり水開放復旧
 - ・各スイッチの点検、増締
 - ・各種フィルター等の点検、清掃
 - ・絶縁抵抗、制御盤操作機能確認
 - 2) 使用后点検
 - ・ポンプ軸受、潤滑油の点検
 - ・グラントパッキンの点検増締
 - ・エレメント薬品洗浄、水洗い、水抜き
 - ・機内水洗、洗浄、防錆処置
 - ・止まり水開放復旧
 - ・各スイッチの点検、増締
 - ・絶縁抵抗、制御盤操作機能確認
 - ・越冬に対する処置
 - ・不良箇所の点検報告
5. 提出書類
 - ・業務写真（作業中、完了の各一部）
取替部品・材料があれば明確に判断ができる写真を提出すること。
 - ・点検作業報告書（一部）
 - ・業務完了通知書（一部 様式あり）
6. 環境に関する配慮事項
別紙2「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり
7. 下関市暴力団排除条例による措置
別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり
8. 特記事項
 - ・業務に関しては、学校関係者と十分打ち合わせを行うこと。
 - ・点検完了後、次回の使用時に必要な部品等の所在は明確にしておくこと。

別紙

小学校プール用水循環装置（珪藻土ろ過式）一覧

令和8年3月現在

学 校 名	住 所	設置年度	経過年数	製造メーカー	ろ過装置型式	備 考
1. 養治小学校	下関市本町二丁目6-1	平成 10	28	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206AT)	
2. 名陵小学校	下関市名池町10-1	昭和 52	49	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
3. 関西小学校	下関市関西町12-1	昭和 52	49	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
4. 桜山小学校	下関市上新地町二丁目5-10	昭和 46	55	ミウラ化学	A1フィルター(PA40-206)	
5. 向山小学校	下関市向山町14-1	昭和 57	44	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
6. 生野小学校	下関市幡生本町7-14	平成 2	36	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
7. 西山小学校	下関市彦島迫町五丁目13-21	平成 3	35	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
8. 江浦小学校	下関市彦島江の浦町三丁目4-1	平成 5	33	ミウラ化学	A1フィルター(PA100-210)	
9. 角倉小学校	下関市彦島角倉町三丁目5-5	平成 6	32	ミウラ化学	A1フィルター(PA100-210)	
10. 向井小学校	下関市彦島向井町二丁目20番1号	平成 19	19	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206AT)	
11. 小月小学校	下関市小月西の台6-1	昭和 53	48	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
12. 清末小学校	下関市清末西町一丁目6-1	平成 3	35	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
13. 王司小学校	下関市王司神田六丁目9-1	昭和 62	39	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
14. 豊浦小学校	下関市長府亀の甲二丁目2-1	昭和 57	44	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
15. 勝山小学校	下関市秋根上町二丁目2-1	昭和 62	39	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
16. 川中小学校	下関市伊倉本町19-1	平成 7	31	ミウラ化学	A1フィルター(MS-IV)	
17. 安岡小学校	下関市安岡町三丁目5-5	昭和 56	45	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
18. 吉見小学校	下関市吉見里町一丁目8-1	平成 3	35	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
19. 吉田小学校	下関市吉田町1044-2	昭和 46	55	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
20. 内日小学校	下関市大字内日下1031	平成 5	33	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
21. 山の田小学校	下関市山の田中央町13-1	昭和 46	55	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206AT改)	
22. 川中西小学校	下関市古屋町二丁目9番1号	平成 19	19	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206AT)	
23. 垢田小学校	下関市新垢田西町一丁目1-1	昭和 57	44	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
24. 長府小学校	下関市長府松小田北町14-1	昭和 54	47	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
25. 一の宮小学校	下関市一の宮住吉一丁目8-1	昭和 61	40	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
26. 熊野小学校	下関市熊野西町10-1	平成 2	36	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	

※設置年・経過年数・ろ過装置型式は、参考データとする。

別紙

中学校プール用水循環装置（珪藻土ろ過式）一覧

令和8年3月現在

学 校 名	住 所	設置年度	経過年数	製造メーカー	ろ過装置型式	備 考
1. 日新中学校	下関市上田中町一丁目15-1	平成 1	37	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
2. 向洋中学校	下関市向洋町一丁目14-1	平成 3	35	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
3. 文洋中学校	下関市上新地町五丁目6-1	昭和 61	40	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
4. 名陵中学校	下関市丸山町一丁目13-3	昭和 47	54	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
5. 東部中学校	下関市清末陣屋 5 番 1 0 号	平成 21	17	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206ATB)	
6. 長府中学校	下関市長府逢坂町 3 番 1 号	平成 20	18	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206AT)	
7. 川中中学校	下関市伊倉新町四丁目 6 番 1 号	平成 21	17	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206AT)	
8. 吉見中学校	下関市永田本町一丁目3-10	昭和 55	46	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
9. 彦島中学校	下関市彦島江の浦町二丁目25-1	平成 2	36	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
10. 玄洋中学校	下関市彦島本村町二丁目8-1	昭和 55	46	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
11. 木屋川中学校	下関市木屋川南町二丁目660	平成 4	34	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
12. 山の田中学校	下関市山の田本町8-1	昭和 54	47	ミウラ化学	A1フィルター(PA40-204)	
13. 垢田中学校	下関市大字垢田字笹原1127-6	昭和 60	41	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	
14. 長成中学校	下関市長府日の出町4-1	平成 2	36	ミウラ化学	A1フィルター(PA60-206)	

※設置年・経過年数・ろ過装置型式は、参考データとする。

特記仕様書（環境編簡易）

発注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、発注者の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、受注者は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

受注者は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

受注者は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

受注者は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに発注者へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

受注者は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺的环境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと

き。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 受注者は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。